

平成25年度 雇用関係助成金のご案内 (簡略版)

平成25年度の雇用関係の助成金についてご紹介します。
雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、
ぜひ、ご活用ください。

詳しくは「雇用関係助成金」で検索してください

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html

雇用関係助成金

検索



受給対象となる事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を
求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

助成金を受給できない事業主

- 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主
または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
※不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、
または受けようとしてすることをいいます。
- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を
行う事業主
- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から2か月以内とします。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

＜中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）＞

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	または	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

＜中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金＞

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

＜助成金申請に当たってのご注意＞

- 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められることがあります。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

実際に助成金を受給するためには、上記の要件と併せて、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。詳しくはお近くの都道府県労働局・ハローワーク・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。

- ・都道府県労働局、公共職業安定所（ハローワーク）
- ・（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
　地域障害者職業センター雇用支援課等（都道府県高齢・障害者雇用支援センター）

このパンフレットの内容は平成25年8月9日現在のものです。

「雇用関係助成金」検索表

雇用関係助成金一覧(7~11頁)の各助成金の番号です。

【区分】	【助成の対象】		【主な要件】	【助成金名】	【番号】
労働者の雇用維持を図る	経営が悪化する中で、休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する			雇用調整助成金	1
離職する労働者の再就職支援を行う	企業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託する		中小企業	労働移動支援助成金 (再就職支援奨励金)	2
新たに労働者を雇い入れる	高年齢者	他企業の定年退職予定者		高年齢者雇用安定助成金 (Ⅱ 高年齢者労働移動支援コース)	4-II
		60~64歳		特定求職者雇用開発助成金 (Ⅰ 特定就職困難者雇用開発助成金)	3-I
		65歳以上		特定求職者雇用開発助成金 (Ⅱ 高年齢者雇用開発特別奨励金)	3-II
	身体障害者			特定求職者雇用開発助成金 (Ⅰ 特定就職困難者雇用開発助成金)	3-I
			中小企業が障害者をはじめて雇い入れた場合	障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	6
	就職困難者を雇い入れる		中小企業が施設整備をして障害者を10人以上雇い入れた場合	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金	7
		知的障害者 重度	職場支援員(※1)を配置した場合	精神障害者等雇用安定奨励金 (Ⅱ 重度知的・精神障害者職場支援奨励金)	9-II
	精神障害者		雇用支援措置(※2)を実施した場合	精神障害者等雇用安定奨励金 (Ⅰ 精神障害者雇用安定奨励金)	9-I
				発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	8
	発達障害者			特定求職者雇用開発助成金 (Ⅰ 特定就職困難者雇用開発助成金)	3-I
				特定求職者雇用開発助成金 (Ⅲ 被災者雇用開発助成金)	3-III
雇用情勢が特に厳しい地域に居住する者を雇い入れる	難治性疾患患者		事業所の設置・整備をした場合	地域雇用開発助成金 (Ⅰ 地域雇用開発奨励金)	18-I
		沖縄県内に居住する35歳未満の者		地域雇用開発助成金 (Ⅱ 沖縄若年者雇用促進奨励金)	18-II
	安定就業を希望する未経験者等			トライアル雇用奨励金	17
試行的・段階的に雇い入れる	障害者			障害者トライアル雇用奨励金	5
	短時間労働の精神障害者、発達障害者				

【区分】	【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【番号】
労働者の待遇や職場環境の改善を図る	評価・処遇制度や研修体系を整備する	→ 小中企業	中小企業労働環境向上助成金 (I 個別中小企業助成コース)	19-I
	人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する	→ 事業協同組合等が構成中小企業のために実施した場合	中小企業労働環境向上助成金 (II 団体助成コース)	19-II
	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)	正規雇用等へ転換または直接雇用する	→ キャリアアップ助成金 (I 正規雇用等転換コース)	23-I
		賃金水準の向上を図る	→ キャリアアップ助成金 (III 処遇改善コース)	23-III
		健康診断制度を導入する	→ キャリアアップ助成金 (IV 健康管理コース)	23-IV
		短時間労働者の所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長する	→ キャリアアップ助成金 (VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース)	23-VI
		高年齢者	→ 高年齢者雇用安定助成金 (I 高年齢者活用促進コース)	4-I
	介護労働者	→ 中小企業の介護関連事業主	→ 中小企業労働環境向上助成金 (I 個別中小企業助成コース)	19-I
	建設労働者	→ 建設業の事業主または事業主団体	→ 建設労働者確保育成助成金	20
	季節労働者	→ 積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	→ 通年雇用奨励金	21
障害者が働き続けられるよう支援する	作業施設整備	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	→ 障害者作業施設設置等助成金	10
	福祉施設整備	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	→ 事業主団体も可 → 障害者福祉施設設置等助成金	11
	介助措置	障害者の雇用管理のために必要な介助者の配置等(※3)を実施する	→ 障害者介助等助成金	12
	職場適応援助者の配置	障害者の援助を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置する	→ 職場適応援助者を配置して援助措置を行う企業も可 → 職場適応援助者助成金	13
	通勤措置	障害者の通勤を容易にするための措置(※4)を実施する	→ 一部、事業主団体も可 → 重度障害者等通勤対策助成金	14
	事業施設整備等	障害者を多数継続雇用する事業施設の整備等を実施する	→ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	15

【区分】	【助成の対象】	【主な要件】	【助成金名】	【番号】
仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスに取り組む	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)	短時間正社員への転換や雇入れを行う	→ キャリアアップ助成金 (V 短時間正社員コース)	23-V
	事業所内保育施設	事業所内保育施設を設置・運営・増築する	→ 両立支援助成金 (I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)	22-I
	子育て期の短時間勤務制度	育児のための短時間勤務制度を整備し、利用させる	→ 両立支援助成金 (II 子育て期短時間勤務支援助成金)	22-II
	育児休業代替要員確保	育児休業代替要員を確保する	→ 中小企業 → 両立支援助成金 (III 中小企業両立支援助成金代替要員確保コース)	22-III
	育児・介護休業中の能力向上	育児・介護休業者に、休業後の再就業を円滑化するための講習を受講させる	→ 中小企業 → 両立支援助成金 (IV 中小企業両立支援助成金休業中能力アップコース)	22-IV
	育児休業者の継続就業支援	育児休業者を原職等に復帰させる	→ 労働者数100人以下の企業 → 両立支援助成金 (V 中小企業両立支援助成金継続就業支援コース)	22-V
		有期雇用の育児休業者を原職等に復帰させる	→ 中小企業 → 両立支援助成金 (VI 中小企業両立支援助成金期間雇用者継続就業支援コース)	22-VI
労働者等の職業能力の向上を図る	正規雇用労働者に対する訓練		→ 中小企業 → 健康・環境・農林漁業分野の中小企業 → 中小企業	24-VII 24-II 24-I
	若年人材	採用5年以内の35歳未満の若年労働者に対して職業訓練を行う	→ キャリア形成促進助成金 (VII 一般型訓練)	24-IV
	熟練技能の育成・継承	熟練技能者による指導者養成や若年者技能継承のための職業訓練を行う	→ キャリア形成促進助成金 (I 政策課題対応型訓練若年人材育成コース)	24-V
	認定実習併用職業訓練	労働者に対してOJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を行う	→ キャリア形成促進助成金 (IV 政策課題対応型訓練熟練技能育成・継承コース)	24-III
	グローバル人材	国内において海外事業拠点での事業展開などのための訓練を行う	→ キャリア形成促進助成金 (V 政策課題対応型訓練認定実習併用職業訓練コース)	23-II
	有期契約労働者等(契約社員・パート・派遣社員など)に対する訓練	人材育成を図る	→ キャリアアップ助成金 (II 人材育成コース)	20
	建設労働者に対する訓練	建設労働者の人材育成を行う	→ 建設業の事業主または事業主団体 → 建設労働者確保育成助成金	16
	障害者に対する訓練	障害者に対して、職業訓練を受講させるなどの能力開発訓練事業(※5)を行う	→ 障害者を雇用する事業主、事業主団体、社会福祉法人等 → 障害者能力開発助成金	24-VI
	自発的職業能力開発	労働者の自発的な職業能力開発に係る支援を行う	→ 中小企業 → キャリア形成促進助成金 (VI 政策課題対応型訓練自発的職業能力開発コース)	

※1 対象労働者に対して業務遂行に必要な援助・指導を行う専門家

※2 ①精神障害者支援専門家を雇い入れ・委嘱する、②労働者に精神障害者支援専門家の養成課程を履修させ、精神障害者の雇用管理に従事させる、③労働者に、精神障害者の支援に関する講習を受講させる、④精神障害者である労働者に、雇い入れた精神障害者に係る支援業務に従事させる、⑤休職した精神障害者の代替要員を確保する

※3 ①中途障害者の職場復帰を促進するための職場適応措置を実施する、②職場介助者を配置・委嘱する、③手話通訳担当者を委嘱する、④障害者のための健康相談医師を委嘱する、⑤障害者の雇用管理のためのコンサルタントを配置・委嘱する、⑥在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理を行う在宅勤務コーディネーターを配置・委嘱する

※4 ①重度障害者等用社宅を新築・増築・改築等する、②重度障害者等用社宅を賃借する、③社宅に入居した障害者に対して指導・援助を行う指導員を配置する、④障害者に対して住宅手当を支給する、⑤通勤用バスを購入する、⑥通勤用バス運転手を委嘱する、⑦通勤援助者を委嘱する、⑧自動車通勤のための駐車場を賃借する、⑨通勤用自動車を購入する

※5 ①訓練施設等を設置、整備する、②訓練事業を運営する、③障害者に訓練を受けさせる、④グループ就労訓練を実施する

※6 震災被災9県の事業所においては、(*)の助成金について助成内容の上乗せ措置あり

雇用関係助成金一覧

A. 雇用維持関係の助成金

1 雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成

（※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等
 （※2）3か月以上1年内の出向に限る

（問い合わせ先）

【労働局】都道府県労働局またはハローワーク

【機関】（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県高齢・障害者雇用支援センター

【労働局】

【休業・教育訓練の場合】

休業手当等の一部助成1/2（中小企業は2/3）

教育訓練を行った場合は下記の教育訓練費を加算

事業所内訓練 大企業：1人1日あたり1,000円 中小企業：1人1日あたり1,500円

事業所外訓練 大企業：1人1日あたり2,000円 中小企業：1人1日あたり3,000円

【出向の場合】

出向元事業主の負担額の一部助成1/2（中小企業は2/3）

B. 再就職支援関係の助成金

2 労働移動支援助成金（再就職支援奨励金）

【労働局】

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う（※）中小企業事業主に対して助成
 （※）求職活動等のための休暇を1日以上与え、当該休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払うこと

委託費用の1/2（対象被保険者が45歳以上の場合は2/3）

1人あたり上限40万円、同一の計画について上限300人

C. 高年齢者・障害者等関係の助成金

3 特定求職者雇用開発助成金

【労働局】

I 特定就職困難者雇用開発助成金（☆）

高年齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成

（※）継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れ、本助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実と認められること

【高年齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】

1人あたり50万円（中小企業は90万円）

短時間労働者（※）は30万円（中小企業は60万円）

【身体・知的障害者（重度以外）】

1人あたり50万円（中小企業は135万円）

短時間労働者（※）は30万円（中小企業は90万円）

【身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者】

1人あたり100万円（中小企業は240万円）

短時間労働者（※）は30万円（中小企業は90万円）

（※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ）

II 高年齢者雇用開発特別奨励金

65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成

（※）1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実であると認められること

1人あたり50万円（中小企業は90万円）

短時間労働者は30万円（中小企業は60万円）

III 被災者雇用開発助成金

東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた（※）事業主に対して、賃金の一部を助成
 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること

1人あたり50万円（中小企業は90万円）

短時間労働者は30万円（中小企業は60万円）

4 高年齢者雇用安定助成金

【機関】

I 高年齢者活用促進コース

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置（※）を実施する事業主に対して助成

（※）次の①～③のいずれかの措置

①新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場または職務の創出

②機械設備、作業方法または作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高年齢者の就労機会の拡大

③高年齢者の就労機会を拡大するための雇用管理制度の見直しまたは導入等

支給対象経費の1/2（中小企業2/3）

60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限20万円（上限500万円）

II 高年齢者労働移動支援コース

定年を控えた高年齢者で、その知識経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、民間の職業紹介事業者の紹介により雇い入れる（※）事業主に対して助成
 （※）雇い入れた対象労働者を65歳以上まで雇用する見込みがあること

1人あたり70万円

短時間労働者は40万円

5 障害者トライアル雇用奨励金★		【労働局】
I 障害者トライアル雇用奨励金		
障害者の雇い入れ経験がない事業主等が、就職が困難な障害者を、ハローワークの紹介により、一定期間試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）	
II 障害者短時間トライアル雇用奨励金		
直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大2万円（最長12か月間）	
6 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）		【労働局】
障害者雇用の経験のない中小企業（※1）において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合（※2）に助成 （※1）障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業 （※2）1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円	
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金		【労働局】
中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて、総額2,000～3,000万円（3年間）	
8 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金		【労働局】
発達障害者または難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成	1人あたり50万円（中小企業は135万円） 短時間労働者は30万円（中小企業は90万円）	
9 精神障害者等雇用安定奨励金		【労働局】
I 精神障害者雇用安定奨励金		
精神障害者を雇い入れるとともに、カウンセリング体制の整備等の精神障害者が働きやすい職場づくりを行つた事業主に対して助成	支給対象経費の1／2（上限100万円） (ただし、一部メニューは支給額の上限を設定)	
II 重度知的・精神障害者職場支援奨励金		
重度知的障害者または精神障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員（※）を配置する事業主に対して助成 (※) 職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限	1人あたり月額3万円（中小企業は月額4万円） 短時間労働者は、月額1万5千円（中小企業は月額2万円）	
10 障害者作業施設設置等助成金★		【機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2／3	
11 障害者福祉施設設置等助成金★		【機構】
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るために福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1／3	
12 障害者介助等助成金★		【機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象に助成	<p>【重度中途障害者等の職場適応】 1人あたり月額3万円（短時間労働者は2万円） 【職場介助者、職業コンサルタント、在宅勤務コーディネーターの配置または委嘱】 支給対象費用の3／4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2／3 【手話通訳担当者、健康相談医師の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3／4</p>	
13 職場適応援助者助成金★		【機構】
職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による援助を行う事業主等に対して助成 (※) ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細やかな支援をする担当者	<p>【第1号職場適応援助者助成金】 援助事業の実施日数×14,200円等 【第2号職場適応援助者助成金】 支給対象費用の3／4</p>	

14 重度障害者等通勤対策助成金★	【機構】
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主を対象として助成	支給対象費用の3／4
15 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★	【機構】
対象障害者を多数雇用（※）し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 （※）対象障害者を、1年以上の期間、10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2／3（特例の場合3／4）
16 障害者能力開発助成金★	【機構】
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	【施設設置費】支給対象費用の4／5 【運営費、グループ就労訓練】支給対象費用の3／4または4／5等 【受講】支給対象費用の3／4

D. 雇入れ関係のその他の助成金

17 トライアル雇用奨励金（☆）	【労働局】
職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者（※）について、ハローワーク等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成 （※）次の①～④のいずれかに該当する者 ①これまでに就労経験のない職種または業務を希望する者 ②離職歴を繰り返している者 ③直近で1年を超えて離職している者 ④その他の就職の援助を行なうに当たって特別の配慮を要する以下の者 ア 母子家庭の母等、イ 父子家庭の父、ウ 生活保護受給者、エ 季節労働者、オ 中国残留邦人等永住帰國者、カ 日雇労働者、キ 住居喪失不安定就労者、ク ホームレス、ケ その他トライアル雇用の活用が必要と認められる者	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

18 地域雇用開発助成金	【労働局】
I 地域雇用開発奨励金	<p>同意雇用開発促進地域（※1）または過疎等雇用改善地域（※2）において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者の雇入れを行った場合に助成</p> <p>（※1）求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」第7条に規定する地域</p> <p>（※2）若年層・壮年層の流出が著しい、「雇用保険施行規則」第112条に基づき厚生労働大臣が指定する地域</p>
II 沖縄若年者雇用促進奨励金	<p>事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、50～800万円を支給（最大3年間（3回）支給）</p> <p>創業の場合、1回目の支給において支給額の1／2相当額を上乗せ</p> <p>支払った賃金に相当する額の1／4（中小企業は1／3）</p> <p>助成対象期間は1年間（定着状況が特に優良な場合は2年間）</p> <p>新規学卒者に支払った賃金の1／3（助成対象期間は1年間）（※）</p> <p>（※）3人以上の支給対象者の雇い入れのほかに、沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業</p>

E. 雇用環境の整備関係等の助成金

19 中小企業労働環境向上助成金	【労働局】								
I 個別中小企業助成コース	<p>雇用管理制度の導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主に対して助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">評価・待遇制度</td> <td style="width: 30%;">40万円</td> </tr> <tr> <td>研修体系制度</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>健康づくり制度（介護事業所）</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>介護福祉機器等（介護事業所）</td> <td>支給対象費用の1／2（上限300万円）</td> </tr> </table>	評価・待遇制度	40万円	研修体系制度	30万円	健康づくり制度（介護事業所）	30万円	介護福祉機器等（介護事業所）	支給対象費用の1／2（上限300万円）
評価・待遇制度	40万円								
研修体系制度	30万円								
健康づくり制度（介護事業所）	30万円								
介護福祉機器等（介護事業所）	支給対象費用の1／2（上限300万円）								
II 団体助成コース	<p>健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小事業者を構成員として含む事業主団体が、その構成員である中小企業に対して労働環境の向上を図るために事業を行う場合に助成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業の実施に要した支給対象経費の2／3</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上）</td> <td>上限1,000万円</td> </tr> <tr> <td>中規模認定組合等（同100以上500未満）</td> <td>上限 800万円</td> </tr> <tr> <td>小規模認定組合等（同100未満）</td> <td>上限 600万円</td> </tr> </table>	事業の実施に要した支給対象経費の2／3		大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上）	上限1,000万円	中規模認定組合等（同100以上500未満）	上限 800万円	小規模認定組合等（同100未満）	上限 600万円
事業の実施に要した支給対象経費の2／3									
大規模認定組合等（構成中小企業者数500以上）	上限1,000万円								
中規模認定組合等（同100以上500未満）	上限 800万円								
小規模認定組合等（同100未満）	上限 600万円								

20 建設労働者確保育成助成金

【労働局】

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成

- 【認定訓練】 経費助成：1人あたり月額4,400円など
賃金助成：1人あたり日額4,000円
- 【技能実習】 経費助成：支給対象費用の9／10（委託の場合7／10）
賃金助成：1人あたり日額7,000円
- 【雇用管理制度】 評価・処遇制度40万円、研修体系制度30万円、
健康づくり制度30万円
- 【若年者に魅力ある職場づくり事業】 支給対象経費の2／3
- 【建設広域教育訓練】 推進活動経費助成：支給対象経費の2／3
施設設置等経費助成：支給対象経費の1／2
- 【新分野教育訓練】（新分野教育訓練終了後、新分野事業進出後それぞれ）
経費助成：支給対象経費の1／3 賃金助成：1人あたり日額3,500円
- 【作業員宿舎等設置】 支給対象費用の2／3

21 通年雇用奨励金

【労働局】

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成

- 【事業所内就業、事業所外就業】 支払った賃金の2／3（第1回目）
支払った賃金の1／2（第2～3回目）
- 【休業】 休業手当と賃金の1／2（第1回目）、1／3（第2回目）
- 【業務転換】 支払った賃金の1／3
- 【訓練】 支給対象経費の1／2（季節的業務）、2／3（季節的業務以外）
- 【新分野進出】 支給対象経費の1／10
- 【季節トライアル雇用】 支払った賃金の1／2（減額あり）

F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

22 両立支援助成金

【労働局】

I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内に設置、増築などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成

設置費用の1／3（中小企業は2／3）
設置費用：上限1,500万円（中小企業は2,300万円）
運営費用の1～5年目1／2（中小企業は2／3）
増築又は建替え費用の1／3（中小企業は1／2）
増築：上限750万円（中小企業は1,150万円）
建替え：上限1,500万円（中小企業は2,300万円）

II 子育て期短時間勤務支援助成金

就業規則等により子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を設け、労働者に利用させた事業主に対して助成

1人目30万円、2～10人目10万円
(中小企業は、1人目40万円、2～5人目15万円)

III 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）

育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成

1人あたり15万円、1年度の上限10人
「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、
1事業主あたり5万円を加算

IV 中小企業両立支援助成金（休業中能力アップコース）

育児休業または介護休業中の労働者に対して、能力の開発および向上に関する措置を講じた事業主等に対して助成

【在宅講習】 1月あたり9,000円（上限12か月）
【職場環境適応講習】 1日あたり4,000円（各月1日、上限12日）
【職場復帰直前講習】 1日あたり5,000円（上限12日）
【職場復帰直後講習】 1日あたり5,000円（上限12日）
以上を1つ以上実施した場合、職場復帰プログラム開発作成費として、1人あたり13,000円
(【休業中の労働者への情報提供】の措置も行った場合20,000円)
以上の措置について、1人あたり上限21万円、1年度の上限20人
「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、
1事業主あたり5万円を加算

V 中小企業両立支援助成金（継続就業支援コース）

育児休業取得者を育児休業終了後原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成（平成25年3月31日までの育児休業終了者を対象）

1人目40万円、2～5人目15万円

VI 中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）

有期契約労働者（期間雇用者）について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させて育児休業終了後原職復帰させ、あわせて職業生活と家庭生活との両立を支援するための研修等を実施する事業主に対して助成

1人目40万円、2～5人目15万円
「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、
1人目10万円、2～5人目5万円を加算
「女性の活躍推進の目標を達成した場合の加算」に該当した場合、
1事業主あたり5万円を加算

G. キャリアアップ・人材育成関係の助成金

23 キャリアアップ助成金		【労働局】
I 正規雇用等転換コース	有期契約労働者等の正規雇用等への転換または派遣労働者の直接雇用化を行った事業主に対して助成	有期契約労働者→正規雇用 1人あたり30万円（中小企業は40万円） 有期契約労働者→無期雇用 1人あたり15万円（中小企業は20万円） 無期雇用労働者→正規雇用 1人あたり15万円（中小企業は20万円）
II 人材育成コース	有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	Off-JT 賃金助成 1時間あたり500円（中小企業は800円） 訓練経費助成 実費相当額 上限15万円（中小企業は20万円） OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円（中小企業は700円）
III 処遇改善コース	有期契約労働者等の賃金水準の向上（※）を図った事業主に対して助成 (※) 賃金テーブルを3%以上増額改定	1人あたり7,500円（中小企業は1万円） 職務評価の手法を活用の場合、1事業所あたり75,000円を加算（中小企業は10万円）
IV 健康管理コース	有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を導入した事業主に対して助成	1事業所あたり30万円（中小企業は40万円）
V 短時間正社員コース	短時間正社員への転換や新たな雇い入れ（※）を行った事業主に対して助成 (※) ワーク・ライフ・バランスの観点から、正規雇用労働者が短時間正社員に転換するケースなどを想定	1人あたり15万円（常時雇用する労働者が300人を超えない中小規模企業の場合20万円）
VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間の延長（※）を行った事業主に対して助成 (※) 対象労働者の週所定労働時間を30時間以上に延長し社会保険を適用	1人あたり75,000円（中小企業は10万円）

24 キャリア形成促進助成金		【労働局】
I 政策課題対応型訓練（若年人材育成コース）	採用後5年以内かつ35歳未満の若年者に対する職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1／2
II 政策課題対応型訓練（成長分野等人材育成コース）	成長分野等に関連する職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1／2
III 政策課題対応型訓練（グローバル人材育成コース）	海外関連業務担当者の国内での育成を助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1／2
IV 政策課題対応型訓練（熟練技能育成・継承コース）	熟練技能者の指導力強化や技能継承のための職業訓練、認定職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1／2
V 政策課題対応型訓練（認定実習併用職業訓練コース）	OJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練を助成	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1／2 OJT 訓練実施助成 1時間あたり600円
VI 政策課題対応型訓練（自発的職業能力開発コース）	雇用する労働者の自発的な職業訓練に対して支援をした場合に助成	賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額の1／2
VII 一般型訓練	雇用する労働者に対する政策課題対応型訓練以外の職業訓練を助成	賃金助成 1時間あたり400円 訓練経費助成 実費相当額の1／3

（注）助成金の財源は事業主拠出の雇用保険二事業です。★が付されたものは障害者納付金制度、☆が付されたものは一般会計を財源とします。（（☆）が付されたものは、財源の一部が一般会計です。）